

(3) 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 29 号)の概要

【令和 7 年 10 月 1 日施行】

- 保育所等における虐待などの不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う、こどもを預けられるような環境を整備していく必要がある。
- 児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設においては、職員による虐待等の発見時の仕組みが設けられているが、保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある。
- 保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、次の規定を設ける。

- ・ 虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
- ・ 都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
- ・ 都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
- ・ 都道府県による虐待の状況等の公表
- ・ 国による調査研究等

- もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。



南丹市子ども・子育て会議への報告について

- 所管行政庁は、虐待に関する事実確認や保育所等への指導等の措置を講じた場合には、都道府県児童福祉審議会や市町村児童福祉審議会へ報告しなければならない。(改正児童福祉法第 33 条の 15 第 1 項)
- 南丹市においては、南丹市子ども・子育て会議が市町村児童福祉審議会に相当する機関であることから、**今後南丹市が所管行政庁である事業・施設において、虐待事案が発生した場合には、子ども・子育て会議へ報告することとしたい。**

開始時期 …… 条例改正後、令和 9 年度の対応

審議会メンバー …… 児童虐待への知見を必要とするため、委員全体ではなく、構成委員の中から専門性の高い委員(学識経験者、医師、教員等)を選出し部会を作成する

審議会への報告事項

- 行政が行った事実確認の内容
- ・通報があった保育所等の情報
 - ・児童の状況(年齢・性別・心身の状況)
 - ・確認された虐待の内容
 - ・虐待を行った職員の情報
 - ・行政が行った対応
 - ・施設の改善措置

審議会の役割

- ・必要に応じて所管行政庁の対応方針等について意見を述べる。
- ・所管行政庁だけでは調査が困難な場合や所管行政庁から報告された事項だけでは不十分な場合等は、必要に応じて、関係者から意見の聴取や資料の提供を求めることができる。

対象施設・事業

- | | |
|--------------------|------------------------|
| ●保育所 | ■病児保育事業 |
| ●認定こども園 | ■乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) |
| ●幼稚園 | ・児童自立生活援助事業 |
| ・特別支援学校幼稚部 | ■放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) |
| ・家庭的保育事業 | ■子育て短期支援事業 |
| ・小規模保育事業 | ・意見表明等支援事業 |
| ・居宅訪問型保育事業 | ■妊産婦等生活援助事業 |
| ・事業所内保育事業 | ■児童育成支援拠点事業 |
| ・認可外保育施設 | ・母子生活支援施設 |
| ■一時預かり事業 | ■児童館 |
| (一時保育、預かり保育、ファミサポ) | |

所管行政庁の区分 … ●京都府 ■南丹市 ・本市に該当事業なし

本市が所管行政庁となる事業・施設の

担当課・通報先

赤字:幼児教育・保育推進課 0771-68-0017

青字:こども家庭課 0771-68-0028

緑字:社会教育課 0771-68-0057

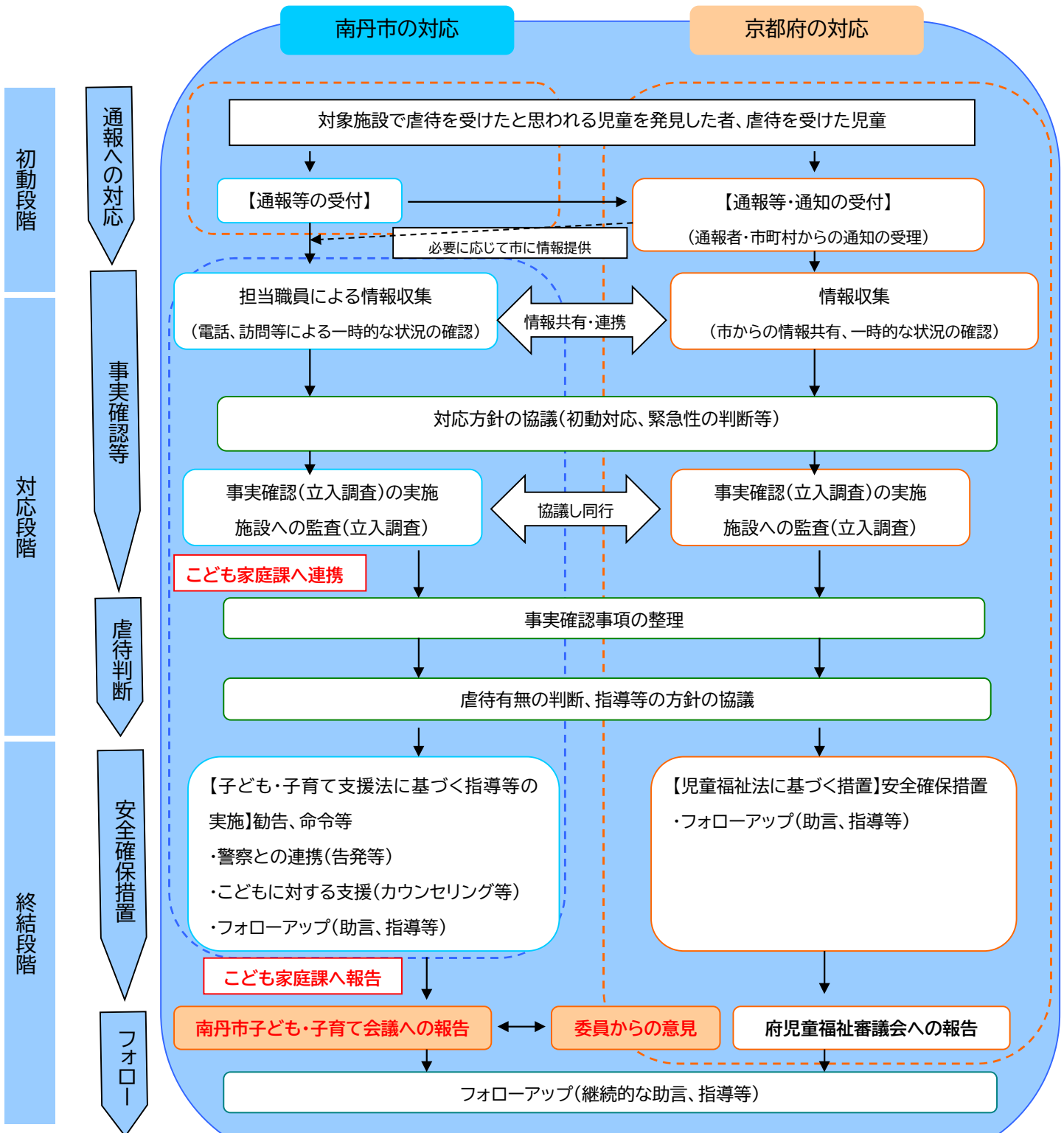
紫字:人権政策課 0771-68-0015

対応フローチャート

(参考)こども家庭庁・文部科学省 令和7年8月改訂(令和8年4月一部改訂)
保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン

京都府が所管行政庁である事業・施設の場合

対象：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園 / 担当：幼児教育・保育推進課



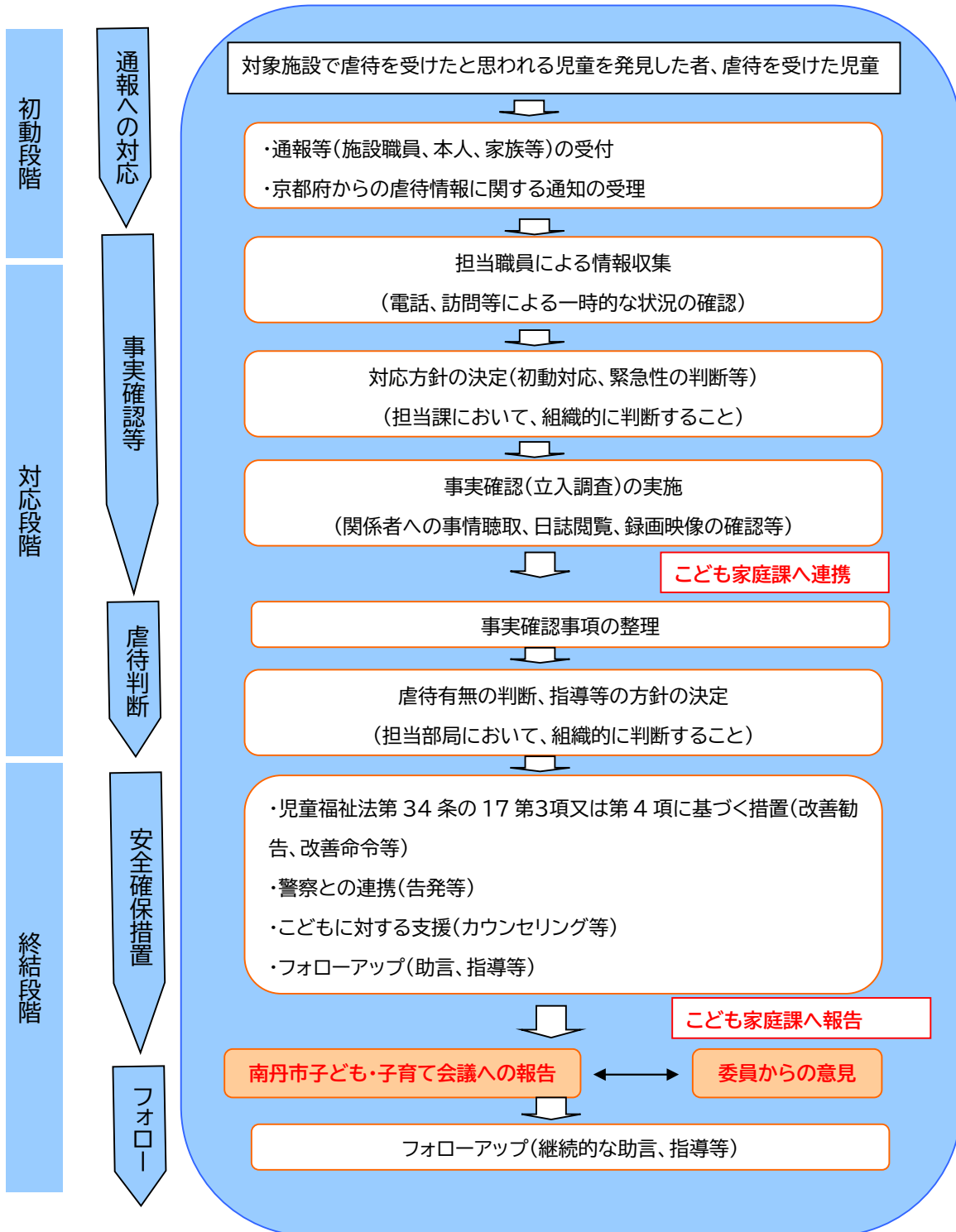
- ・保育所等における虐待が疑われる事案に関する相談窓口として、各担当課の連絡先を市ホームページに掲載
- ・毎年度実施される京都府からの調査について報告

子ども・子育て支援法に基づく対応

児童福祉法に基づく対応

南丹市が所管行政庁である事業・施設の場合

対象：一時預かり事業（一時保育、預かり保育、ファミサポ）、病児保育事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、子育て短期支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業（子ども家庭サポートセンター）、児童館



・保育所等における虐待が疑われる事案に関する相談窓口として、各担当課の連絡先を市ホームページに掲載
 ・毎年度実施される京都府からの調査について報告